

熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者とする。

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、一般保証とは別枠で5,000万円とする。但し、セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）は一般保証とは別枠で8,000万円とする。

（融資期間）

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資対象者、融資期間により下表のとおりとする。

融資期間	セーフティネット 第1・2・3・6号 認定者	セーフティネット 第4号認定者	セーフティネット 第5・7・8号認定者
3年以内	年1.50%以内	年1.50%以内	年1.70%以内
5年以内	年1.70%以内	年1.65%以内	年1.90%以内
7年以内	年1.90%以内	年1.80%以内	年2.00%以内
7年超	年2.10%以内	年2.00%以内	年2.30%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 県補助後の保証料率は、下表のとおりとする（年率）。

セーフティネット第1・2・ 3・4（新型コロナウイルス 感染症分以外）6号認定者	セーフティネット第4号認定者 （新型コロナウイルス感染症 分）	セーフティネット第5・ 7・8号認定者
0.75%	0.50%	0.62%

※次に該当する場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。
会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金

融機関（セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）に限る。）とする。

（必要書類）

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、下表のとおりとする。

融資対象	提出書類
I セーフティネットの認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長が発行するセーフティネット認定書 ※新型コロナウイルス感染症に係るものは写も可
II 借換えを行う場合	<input type="checkbox"/> 借換事業計画書【様式1】

（取扱期間及び借換え）

第13 本資金に係る取扱期間及び借換えについては次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）受付分までとする。
- (2) セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）認定を受けた者に対する本資金については、①～③の資金を除いて既存債務の借り換えは認めない。
 - ① 金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金
 - ② 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。）
 - ③ 金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものを対象とする資金

（金融機関の責務及び報告）

第14 本資金について、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 申込中小企業者が、セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

借 換 事 業 計 画 書

商号又は名称(氏名) _____

1 借入申込の内容

① 借換対象資金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計		(A)	千円	(C)	千円

② 増額借入希望額	(B)	千円	(D)	千円	回返済
-----------	-----	----	-----	----	-----

③ 借入申込額(①+②)	(A+B)	千円	(E)	千円	年 月 日
--------------	-------	----	-----	----	-------

④ その他既往借入金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計			千円	千円	

2 今回の借入による効果

(1) 新規借入を伴わない場合(同額借換)

(C) - (E) = 千円 (F) (= 毎月の返済負担軽減効果)
 (F) × 12 = 千円 (G) (= 年間の返済負担軽減効果)

(2) 新規借入を伴う場合

(C) + (D) = 千円 (H) (= 新規借入のみをした場合の毎月返済額)
 (H) - (E) = 千円 (I) (= 毎月の返済負担軽減効果)
 (I) × 12 = 千円 (J) (= 年間の返済負担軽減効果)

3 今後計画的に取組む事項(次の項目のうち該当するものを○で囲み、具体的に記載してください。)

1 売上・受注の増加を図る 2 収益性の向上を図る 3 その他

4 経営の実績及び見込み

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績 年 月期					
今年度見込み 年 月期					
翌年度見込み 年 月期					

注 借入金返済額には、すべての借入金の年間返済額を記入してください。